# 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令 （平成二十三年国土交通省令第六号）

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）第四十八条に規定する山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）に定める地籍簿の様式の例による。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。